

5. 土 壤

(1) 土壤汚染対策法

土壤汚染の状況を把握するため、汚染のおそれのある土地について、使用が廃止された水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査を行うよう定められている。調査の結果、汚染が発覚した場合は、区域指定及び公示がなされ、健康被害が生じないよう汚染の除去等の措置を行うことになる。

ア. 平成 23 年度の報告、申請、届出状況について

手 続 き の 名 称	条 項 番 号	件数	備 考
土壤汚染状況調査結果報告書	法第 3 条第 1 項	1	調査の結果、汚染なし
法第 3 条第 1 項ただし書の確認申請書	法第 3 条第 1 項ただし書き	2	調査義務の一時的免除申請
土地利用状況報告書	豊橋市法施行細則第 4 条	15	法第 3 条第 1 項ただし書の確認を受けた者からの状況報告
一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	法第 4 条第 1 項	22	3,000m ² 以上の土地改変の届出
承継届出書	法施行規則 第 16 条第 4 項	1	

イ. 区域の指定状況について

法の施行以降、市域内に法に基づく要措置区域、または形質変更時要届出区域に指定した土地はない。(平成 24 年 3 月 31 日現在)

(2) 県民の生活環境の保全等に関する条例(土壤及び地下水の汚染の防止に関する規制等)

土壤・地下水汚染の未然防止の観点から、点検・調査義務、汚染が判明した場合の拡散防止に関する措置や土地の形質変更時の義務等について規定している。

ア. 平成 23 年度の報告、申請、届出状況について

手 続 き の 名 称	条 項 番 号	件数	備 考
土壤汚染等調査結果報告書	第 39 条第 2 , 3 , 4 項 第 39 条の 2 第 2 項	1	調査の結果、汚染なし
過去の特有害物質等取扱事業所設置状況等調査結果報告書	第 39 条の 2 第 1 項	20	3,000m ² 以上の土地改変について、土地の利用履歴の調査結果を報告
土壤又は地下水の汚染の状況等の届出書	第 45 条第 1 項	1	自主調査に係る報告、汚染あり
措置完了報告書	第 40 条第 3 項に準じ報告	1	汚染の除去措置の完了報告